

**第3回板橋区地域保健福祉計画推進協議会 会議録**

会議名	令和3年度 第3回板橋区地域保健福祉計画推進協議会
開催日時	令和4年1月13日(木) 午後2時00分～午後4時00分
開催場所	第一委員会室
出席者	<p>[委員] 15名(敬称略)</p> <p>和気康太(会長)、上野容子(副会長)、斎藤英治、小林顕、相田義正、長澤重隆、坂本寛、奥永和満、藤井亜紀子、渡邊理津子、日下部尚、大矢京子、坂東愛子、松村良子、福司慶子</p> <p>[事務局] 4名</p> <p>榎木恭子(福祉部長)、代田治(福祉部生活支援課長)、長谷部理恵、持田恭子</p>
傍聴者数	6名
議 題	<p>1 議題</p> <p>(1) 板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025 「実施計画 2025」最終案について</p> <p>(2) 板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025 「実施計画 2025」素案に対するパブリックコメント(意見)の報告について</p> <p>(3) 今後のスケジュールについて</p> <p>(4) その他</p>
配付資料	<p>資料1 板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025「実施計画 2025」(最終案)</p> <p>資料2 板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025「実施計画 2025」素案に対するパブリックコメント(意見)の概要と区の考え方(未定稿)</p> <p>参考 第2回板橋区地域保健福祉計画推進協議会議事録</p>

会長：それでは、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、令和3年度第3回板橋区地域保健福祉計画推進協議会を開催いたします。

なお、小林英子委員につきましては、ご都合によりご欠席されると伺っております。本日の協議会は約1時間半の開催を予定しており、15時30分を目途と考えておりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いしたいと思います。オミクロン株が、急速に拡大していますので、長時間にわたる会議は差し控えるというところであります。

また、協議会につきましては、会議体及び資料について、原則公開とさせていただいております。

なお、傍聴の方がいらっしゃいますので、ご承知おきいただきますよう、重ねてお願いいたします。

それでは、議題1の板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025「実施計画2025」最終案について、事務局の方で取りまとめをさせていただいておりますので、ご説明をよろしくお願いいたします。

事務局：生活支援課長の代田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

まず、本日傍聴の方が5名いらっしゃっておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、まず、最終案につきまして、素案からの変更点を、主要部分についてご説明いたしまして、その後、皆さまからのご意見を踏まえまして、最終案の確定に向けて内容を詰めてまいりたいと考えてございます。

それでは、資料1をご覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきますと、「はじめに」で区長の挨拶を掲載してございます。こちらの方は、社会福祉法の改正を受けまして、これまでの経緯、そして、地域とのネットワークづくりの取り組み、そして、今回の計画策定にあたりまして、板橋区の総合計画でございます「いたばしNO.1実現プラン」と連携をとって、NO.1プランの3つの重点戦略を踏まえつつ、地域と行政が一体となって包括的な支援体制を構築して、この計画の将来像で掲げてございます「住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち」の実現に向けて取り組む姿勢を表したものでございます。

そして、2ページからの第1章につきましては、計画の基本的な考え方でござ

いますので特段の変更はございません。

次に、5ページをご覧ください。5ページの中ほどに、地域生活課題の注釈を設けてございまして、この(1)、(2)、(3)の下のところ※印の部分を追記させていただきました。素案でも注釈を設けてございましたが、その段階では、社会福祉法の条文を咀嚼して説明してございましたが、パブリックコメントで、より正確な表記をすべきではないかのご指摘がございましたため、こちらの「社会福祉法第4条第2項で規定してございます地域住民が地域社会を構成する一員として、日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ということについて追加記載したものでございます。

次のところになります。第2章の方に入ります。

こちらの9ページの(4)「子ども家庭福祉をめぐる動きについて」のところでございます。(4)の丸が2つあるのですが、2つ目の丸のところ、区が児童相談所設置市に指定する法令改正が閣議決定されましたので、そのことにつきまして追加記載をさせていただきました。

そして、今度は13ページになります。こちらの(1)「総人口の推移」ということで、前回素案の段階では国勢調査の速報値ということ、その時は58万4,403人ということだったのですが、確定値が出ましたので、こちらに記載の58万4,483人ということ、確定値の方に修正してございます。なお、人口関係の統計につきましては、人口ビジョンではコロナ禍による影響が反映できていないために、住民基本台帳の人口統計を併せて掲載することによりまして、令和2年度に人口が減少したということ、この表の上の部分の文章と合わせて記載しているところでございます。

次に、29ページの方をご覧ください。包括的な支援体制の構築におきまして、説明の文章に追加して記載してございます。こちらの包括的支援体制の3つの要素、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、この3つの要素を一体的に進めて包括的支援体制を構築していくということ、記述させていただきました。

また、この文章の下の方にあります3つのラインで表した図でございますが、地域福祉コーディネーターの設置につきまして、素案の段階では左側上の、相談支援の4点目として記載してございましたが、この3つの相談支援でも参加支援でも地域づくりに向けた支援のいずれにも地域福祉コーディネーターにつき

ましては、共通するところであると考えたために、3つの真ん中の、交差するところに「地域福祉コーディネーターの設置」と記載させていただいたところがございます。

次に、30ページになります。こちらに、タイトルが『支え合いの基盤となる「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の連携』ということで記載してございますが、こちらの2段落目の区においては以下の記述を追加することで、現在の、区におきます圏域についての説明を加えさせていただきました。

また、この素案のタイトルにつきまして、素案の段階では自助の次は共助になってございましたが、順番を、自助、互助、共助、公助の順番に記載を変更させていただきました。パブリックコメントでご意見がありまして、順番についてこちらで精査したところ、支え合いの基盤の成り立ちに則って順番を変更した方がよからうということで、記載の方を変えさせていただいたものでございます。

次に、39ページの方になります。こちらは、板橋区版包括的な相談支援体制のイメージ図ということで、前回もほぼ同じような内容でお示しをして、それぞれ皆さま方からいただいたご意見を踏まえて、まず真ん中のところを「板橋区の相談窓口」という記載にさせていただきました。素案の段階では相談窓口という形にしてございましたが、「板橋区の」ということを加えることによって、相談業務は、直営、委託、様々な形態がございますが、いずれも区が設置者として実施しているということを明確化させていただいたところがございます。

また、子ども分野の相談窓口の下のところにつきましては、こちらは保育園、学校を相談先の例示として加えさせていただきました。

また、相談窓口の欄の一番右側の下のその他につきましては、こちらは連携マークがないので、後ほど連携マークを追記させていただければと考えてございます。

なお、その他の内容につきましては、隣の38ページの表の一番下のところに記載がございます権利擁護の関係であったり、地域の支え合いに関するなどが該当するところがございます。

イメージ図の考え方につきましては、素案と変わるものではございません。

相談者による、日常生活で地域住民をはじめとしました関係者によってネットワークが構築されて、相談内容によって地域で解決できるものであったり、あと、相談窓口にご相談いただく。また、どこに相談したらいいか分からないことにつきましては、地域に身近な地域福祉コーディネーターを設置することによって、

適切なところに、関係先につなぐなど、必要な支援に結びつけていくという、そういった機能をお示ししてございます。

地域福祉コーディネーターにつきましては、パブリックコメントでも色々ご意見をいただいたところでございます。ページが戻りますが、37ページの包括的な相談支援体制、こちらの2つ目の丸に記載しましたとおり、機能としましては、関係先につなぐ、適切につなぐ以外にも、関係先に働きかけを行ったり、地域の中で課題を解決するための調整役としての機能もあるところでございます。

また、配置につきましては、こちらと同じく37ページの3つ目の丸のところになりますが、モデル配置によりまして実施状況を検証し、配置する圏域や機能の拡張等について、検討していければと考えているところでございます。

そして、39ページの図に戻りますが、板橋区の相談窓口につきましては、高齢、子ども、障がい、生活困窮など、属性を問わずどの相談窓口でも区全体で受け止める体制としまして、複合的な課題だとか分野横断的に対応を進める、そういった内容につきましては、課題や支援方針を共有して、困難事例や複合化した事例に対処するために、役割分担を明確化する必要があると思いますので、内容によっては相談支援包括化推進員を介しまして支援調整会議を開催するなど、解決に向けたバックアップをしていきたいと考えているところでございます。この相談支援包括化推進員につきましては、相談窓口であります自立支援機関から分野別に複数選任いたしまして、相談業務と兼務となるような形を、今のところ想定しているところでございます。

次は40ページからになりますが、40ページから64ページにわたる間に、コラムを合わせて10本ほど掲載させていただいたところでございます。

こちらでは主に、地域福祉に関わる区の事業を紹介させていただいたところでございます。その後、区の内部検討会におきまして、コロナ関係だけの目次の必要性や、コラムから関係のホームページの案内にたどれるよう、二次元コードを掲載したらどうかというご意見もありましたので、その辺を修正させていただければと考えているところでございます。

そして、続きまして42ページでございます。こちらはビジョン②「孤立化を防ぐネットワークづくり」のところでございます。こちらの中ほど、支え合いから始まる地域づくりのところでございますが、区民意識調査の方を掲載してございますが、このほかに、社会福祉協議会のアンケートについて集計があったため、

地域についての不安や心配ごとなどについての質問に、32.1%が「住民の高齢化」、そして、22.1%が「住民同士の関わり合いが少ないこと」という回答があった旨の内容を追記させていただいたところでございます。

なお、この項目の上から2行目のところになりますけれども、区民意識調査で「あなたができる活動はありますか」のところ、「高齢・障がい・子どもなどの見守り活動」の回答比率につきましては、まだ数値が確定していないため「0%」となっておりますが、こちらの見込みとしましては30%余りとの速報値が出てございます。計画策定時には確定の数値を盛り込む予定となっております。

続きまして、46ページの方になります。ビジョン③「地域の生活課題を解決する仕組みづくり」についてでございます。上から2つ目の四角です。子どもの居場所づくりなどを記述してございますが、こちらの下から3行目、また以降を追加させていただきまして、高齢者や障がい者の視点から、住み慣れた地域でいきいきと暮らし地域とのつながりを構築する支援についての記述を追加させていただいたところでございます。

そして、次が52ページになります。ビジョン④の項目になるところでございますが、特に上の町会自治会活動の活性化に向けた支援ということで、町会・自治会の記載が少ないのではないかとのご意見もいただいたところございまして、文章の2つ目の丸を加えさせていただきました。町会・自治会を核にネットワークが構築できるように支援していくことを追加させていただいたところでございます。

その下になりますけれども、黒い四角の地域活動主体との連携・協働・促進の4つ目の丸のところでございますが、民生児童委員の記述にあたりまして、文末の方に、区は包括的な支援を構築することで、民生児童委員がつなぎ先とスムーズに連携できるように支援を進めていきますということで、民生委員の支援についても、区として取り組む内容として追記させていただいたところでございます。

そして、53ページの方になりますけれども、福祉サービスの質の向上・人材確保の4つ目の丸になります。板橋区社会福祉協議会の地域福祉に関する意識啓発や人材育成の仕組みづくりについて、記載を追加させていただきました。

次に、61ページになります。こちらは、ビジョン⑦「多様性を認め合う基盤づくり」の項目でございます。⑦の最初の四角のところになりますけれども、今

年度に開催されました東京オリンピックについて、あらゆる面で違いを肯定し、互いに認め合い、共生社会をはぐくむ「多様性と調和」をコンセプトとしてオリンピックが掲げられてございましたので、そういった記述を追加させていただいたところでございます。

そして、変更点はこちらで最後になりますが、66ページをご覧いただければと思います。こちらは成年後見制度の利用促進について記載したものでございますが、こちらの文章を追加したところがございまして、67ページの一番上、丸の3つ目になりますけれども、権利擁護いたばしサポートセンターの事業説明を記載させていただいたものでございます。

第4章以降につきましては、大きな変更点はございません。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会長：どうもありがとうございました。

では、資料1を基に、これから少し議論させていただきたいと思います。最終案ということになります。主に素案からの変更点についてご説明をいただきましたが、皆さんいかがでしょうか。

では、皆さんが考えている間に、こういう時は一番最初に言う人が、一番勇気がいるということで、それは委員長の役割であると思います。トップバッターとしてお話をさせていただきます。気になりましたのが、37ページ。地域福祉コーディネーターの機能として、相談機能とコーディネート機能とアウトリーチ機能という、この3つがあって、これは大事な機能であると思うのですが、もう一つ大事な機能があります。例えば、29ページに、包括的な支援体制の構築で、3つの楯田があって、地域福祉コーディネーターの設置を真ん中の3つ重なるところに移してきたということがあります。地域コーディネーターという名前ですと、何かをコーディネートすることと考えがちなのですが、基本的には、社会福祉協議会などに配置されているコミュニティワーカー、地域福祉活動専門員と言われている人たちの活動を引き継いでいますから、「地域づくり」というのが非常に重要になります。ですから、地域づくりの機能が、37ページのところには抜けているということになります。相談をし、その人たちをコーディネートし、そして、必要ならば地域の中に潜在しているニーズに対してアウトリーチをして、それを把握する。それで、そこから、そのニーズにあわせて地域づくりをしていく。地域の人たちを集めて、例えば当事者団体を作って、その支援をするとか、

あるいは福祉教育をして、地域の人たちに社会福祉とは一体何かというようなことを、教育していくとか、そういう活動、地域づくりの活動が必要になりますから、4つ目にそれを入れておかないといけないと思いました。その地域づくりが、ここに欠けているので気になるということで、事務局の方でご検討いただければと思います。

さて、では、何かお気づきになったところがありましたら、挙手をお願いします。

委員：今更のようなので恐縮ですが、30ページの、自助、互助、共助、公助のところ、この自助の意味がよく分からなくて、お互いに助け合おうという計画の中で、どうして自助がここに入ってこなきゃならないのかなと思います。自助ができない部分を助け合うという、素人的にはそんな意味じゃないのかなと考えます。今、自助の定義を調べてみたら、災害の時に自分で何とかせよと、ここには家族も入るといったから、自助のところは、制度上の課題に対して個人や家族の力で対応するという、もうちょっと違う表現の方がよろしいのではないのでしょうか。自助がここに入ってくるのは違和感があって。おっしゃる意味は分かるのだけでも、ちょっと見方を変えると、まずは自分で何とかせよと、人に頼る前に自分で何とかせよという、行政が言っているのは税金をあまり使うなど言っているようにも聞こえてしまう、そう感じました。

会長：ありがとうございます。

事務局の方はいかがですか。自助というのが入っているということで違和感があるけれども、その辺りをどう考えるかということですが、いかがでしょうか。

事務局：基本的には、自分で生活の課題を解決できる方につきましては、解決していただく、自助。それは、もとよりとしまして、今回の福祉の計画としましては、更に地域と一体となって互助や共助、そして、公的サービスという公助、それぞれを結びつけていくということで記載させていただいたところがございます。我々事務局としては、行政として手を引くとか、そういうような意味ではなくて、それぞれが連携し合った中で体制をつくっていきたいと、そういうような趣旨で記載させていただいたところがございます。

会長：よろしいでしょうか。

板橋区は余りないと思いますけれども、一部の地域では、確かに自助でできるのに公助に頼っている、そういう人がいないというふうには否定できない。

つまり、自分でやれるのに、行政に行って、あれをしてくれ、これをしてくれと言って、様々な福祉の給付を引き出してくる。そういう人がいないわけではない。したがって、原則は自助なのです。その原則を確認しておかない、要するに何かあったらすぐ公助で、行政に頼みにいく、そういうようなことではないのだということがある。これは、アメリカなどは、一部にそういう人たちがいるということはよく指摘されることで、要するに、働けるのに働かないでお金をもらって生きるというようなことがあるので、まず、それを一点として、きちんと確認しておこうということです。

その上で、小林さんの違和感は、自助ができなくなっているのですよね。おそらく、我々が想像している以上に自助ができなくなっているので、互助だとか、共助だとか、公助というものでサポートしていかないと、生活そのものが成り立たないような時代になってきている。だから地域福祉だ。そういう文脈のことはきちんと書いていないで、自助だけが出てくると、自分でやってよね。要するに、公助は手を引きます、あとは共助と互助でやってくださいね、こういう誤解を受けるので、書き方というか、スタンスを確認したいというようなことだったかなと思います。それだけはっきりしておかないと、原則自助へ戻すという、押し戻すというようなことではないし、それでは行政が公助で撤退するということになるので注意が必要です。

私は、個人的には、例えば、社会福祉の主体論でいう、実施主体は、確かに民間のNPOだとか、ボランティア団体だとか色々な人たちがいますが、私は、責任主体というのは間違いなく行政だと思っています。これは、憲法25条を解釈すればそういうことになるので、責任主体は「行政」ということだけは、はっきりさせておかないといけない。最終的な責任は、やっぱりきちんと行政がとるのだということだけははっきりさせておく必要があると思います。あとの実施主体は、確かに民間の力を借りたりして地域福祉を進めていくということはあると思うのですが、責任は行政がとるということで、そういう原理原則で動いているということだけは確認できればと思っています。

委員：板橋区医師会の齋藤と申します。今回の実施計画の中で、地域福祉コーディネーターの配置というのは非常に大事なところではないかなと思うのですが、包括的な相談支援体制づくり、36ページにありますね。ビジョンとして地域包括支援センター、子育て世帯包括支援センター、色々と書いてありますけれども、こ

の辺りは、子育て世帯包括支援センターというのは、おそらく、今のところ、名ばかりでありあまり動いていない機能なのかなというところで、今後、総合支援センターができますので、そちらの方にセンターができるという形になるのかなと思うのですけれども。地域包括支援センターにしても、子育て世代包括支援センターにしても、37ページに書いてある地域福祉コーディネーターの機能とほとんど同じような機能なのかなというところで、地域福祉コーディネーターも、もう少し具体的な感じとして、福祉に重点を置くコーディネーターなのか、それとも、全てをここでワンストップとしてやるのか、その辺りがちょっと見えにくいところなのかなと思いました。

事務局：地域福祉コーディネーターの機能とか役割、こちらの方につきましては、今後、更に試行錯誤を重ねながら整理していくことになるのかなと思ってございます。

ただ、今の段階で我々が想定しておりますのは、地域の福祉でございますので、地域と相談機関を結びつける、そういった役割が強いのかなと思っているところでございます。そういった意味では、従前の相談体制だと、やはり、まず来てから、そういうところが大きいのかと思ってございますが、逆に地域の情報とか、そういったものをこちらの方が把握するようなシステムを作ることによって、文字どおり、包括的に支援していくような、そういったシステムを作れるかなと思ってございますので、従来と切り口を変えていかないといけないのかなと考えているところではございます。

委員：例えば、現状で、地域の方々から相談というと高齢者が中心で、やはり地域包括支援センターに行くのだらうと思うのですけれども、その辺りで、どんな相談を、どこへ持っていくかというようなことの整理をしないと、おそらくコーディネーターを作っても何を相談すればいいかというのが分からないというところだと思います。確かに、全てを相談できるというような意味合いでつくるのか、どこに相談を持っていったら分からないということだけをそこに持っていくのか。もうちょっと指標を作っておかないと、名ばかりのもので上手く機能しないというような状況になる可能性があるのではないかなとちょっと思います。

事務局：全てということになりますと、相談が明確になっていれば、すぐに、そこになぐということが一番かなと思ってございますので、直接、相談先に行くということかなと思ってございます。ただ、最近、我々も、なかなか想定しない、色々と複合化した問題もございますので、そういったことに関しましては、どこが適

切なのか、また、相談先も分からないということも十分想定されるのかなと思ってございますので、どちらかという、適切な相談場所、それも複数にまたがる場所もあるかと思っておりますので、そういった意味ではコーディネーター役をはっきりさせていただいたというふうに思っております。主に関係機関につなぐ、そういったところの役割が大きいのかなと思ってございます。

会長：すごく重要な論点で、要するに、総合相談で地域福祉コーディネーターがどれくらい問題解決能力を有しているのかということがあると思うのです。ただ単に相談を受けて、こっちへとつなぐだけ、電話をかけるだけというようなことでもいいのかということがありますね。受け止めて、この人にはこういう解決が必要だから、ここにつなぐ。そうすると、結局、問題を解決しているのは、地域福祉コーディネーターの人が解決している。つまり、解決能力ですね。どこかに連絡すると言っても、そういう能力がなかったら、どこに連絡していいかわからないし、全然関係ない、突拍子もないところに連絡して「よろしく」と言ったって、電話がかかってきた方だって困っちゃうじゃない。「それはうちの話じゃないから、どこに電話しているの。違うところでしょう」というような話です。ですから、大学で社会福祉教育に多少なりとも関わっている者としては、社会福祉の世界では、ジェネラリストアプローチとか、ジェネラリックソーシャルワークとか、要するに、どんな分野でも、どんな人たちにでも対応できるようなソーシャルワーカーを養成しますというのが、今、主流になりつつあるのです。

ところが、それに対して否定的な先生たちもいらっしゃるわけですね。そんな能力を持った学生を、わずか何年間かの教育で地域に本当に送り出せるのかという話です。ここは論争があって、スペシフィックなのか、ジェネラリックなのか。高齢には高齢者の特性があって、障がいには障がいの特性があって、児童には児童の特性があります。高齢福祉をやっていた人は、確かに、虐待事案はありますけど、児童虐待と高齢者虐待は全然違う。それを「虐待」ということで、カッコでくくって、どんなことでも虐待事案として対応できる。それは、ちょっと無理なんじゃないという先生と、いやいや、虐待だからみんなオールマイティに対応できるという論争です。厚生労働省は、地域共生社会の中で、そういうジェネラリックな人たちを地域へと送り出す、コミュニティソーシャルワーカーとか、地域福祉コーディネーターを送りだそうと政策を展開していますが、その新しいカリキュラムは、卒業年次で言えば平成6年度から始まるのです。

ですから、先生がご心配になっているのはもっともで、本当に問題解決能力があるのかどうか。なければ、ただ地域が混乱するだけという話なので、事務局としては、その辺をしっかりと見据えていく、それが必要なというふうに思います。

委員：社会福祉協議会の相田でございます。

地域福祉コーディネーターの存在、そして、何をやればいいのかという、今、世の中で起こる色々な問題というのは、単純に一つのことだけであればいいですけども、色々な課題が複合した、複雑な状況で発生していることがほとんどだと思えるのです。例えば、ゴミ屋敷ならゴミ屋敷で、あるいは、独居高齢者でも、障がい者でも、色々な問題というのが、そこには、病気だけとか何か単純なことだけで起こっているわけではないので、それを一つ一つ、ここにありますように、アウトリーチして見つけ出したその時に、その問題を考える能力を持った人間が、この複合課題を解決するためにはどのような専門組織を集めてケース会議を開いて解決していこうということが、とても大事なことだと思うのです。一つ一つの事例に対して次々にケース会議を作っていくという能力を発揮していくのが、地域福祉コーディネーターの仕事だと思ひまして、1つの事例を結果的に解決するわけですけども、地域福祉コーディネーターが解決するわけじゃない。縦割りとなっている専門職の方々を集めて、区民の解決に一番合った方法を見つけて出す能力を地域福祉コーディネーターに求めていくというのが一番大事ではないかと思ひます。

会長：ありがとうございます。

齋藤先生はお医者さんなので、医学的なモデルで言えば、地域診療ですが、治療もできないようなお医者さんが町医者として機能するんですか。簡単に言うと、そういうことですね。ただつなげるだけです、あるいは、あっちを向いて会議をやればいいという、そういうことが果たして専門性があるのでしょうかという、おそらくそういう感覚で言われているのかなと思ひます。社会福祉にはそれとは違う考え方ももちろんありますから、どうやってやればいいのか、解決策を考えると、ソーシャルワーカーと言われている専門職の専門性があるというような考え方、この辺りは、簡単には結論が出ないのです。社会福祉にはすでに国家資格もありますから、専門職、専門性って一体何なのかというようなことを明確にしなければならぬのです。私も、そう簡単には結論は出せないのです。

すが、ただ、ご懸念は、確かに地域福祉コーディネーターがどれだけそういう問題解決能力を有しているかというような辺りは問われるということは間違いない。それから、組織論的に言うと、地域包括支援センターは3職種がいるわけですね。看護師と、主任ケアマネと、社会福祉士という3職種がいるけれども、地域福祉コーディネーターは1人でやらなきゃいけない。こういうことになりますから、その辺りの問題も、どういう組織を作っていくのか、地域福祉コーディネーターを有効に機能させるための組織をどうやって作っていくのかという議論も併せてやっておかないといけないと思います。たとえば、1人のカリスマみたいな人がいて、みんな問題を解決しちゃうとか、そういう話じゃないですよ。ということで、その辺りのところをしっかりと見ておかないと、本質を外した議論になるのかなというご指摘です。ありがとうございます。

委員：今の話で、本当に「何でも屋さん」だと誤解して、行って見たものの解決しなかったとか、結構あるのですね。実際に行政の窓口に行って、そういうことって多々あります。聞いてみたいのが、板橋区さんのホームページを今後変える予定はないのでしょうか。というのは、例えば、子育て世代支援包括センターとかもそうなのですが、どこまで悩み相談ができて、何を解決してくれるかというのがあります。妊娠の時に、最初に母子手帳をいただくのですが、その時にいろんな資料をいただくのですね。そこに説明の資料が入っているのかもしれないのですが、おそらく、それしかいただく機会はなくて、あとは、定期検診の時にいただく可能性など、何回かしかないわけです。実際に悩みを抱えた人たちが、とりあえず行って見て、聞いてみようと思える人って、皆さんもおっしゃっているように、引きこもっている方もいますし、なかなか、現場に行って相談するって本当にハードルが高くて、特にグレーゾーンの子は本当に今多くて、どこに相談に行ってもいいか分からない。実際に、ここで解決してくれるのかもしれないですけども、それを知らない人も多いです。確かに、インターネットを見られない人も中にはいると思うのですけれども、表に出ているところには、至るところにそういう情報というのが載っていないと。全てここの、例えば地域福祉コーディネーターに聞いてくださいということだけにしてしまうとパンクしますし、聞きたい内容と違ったとか、絶対その誤差は出てきますし、もうちょっとオープンな情報があるところがあった方が、みんなのためにもなるかなと思っています。多分、子供向けですと、アプリを板橋区さんが開発していますけれども、正直、

使っている人がいなくて、結局、中を見ても、見たい情報がない。あと、ホームページが本当に見づらくて、結局、調べられないんですよ。区報も、そんなに見るわけではないので、そうすると市民が区の情報見るところは、もはやどこなのだろうみたいな感じです。確かに、つながりは大事で、コミュニティとか、そういうところで情報を得るといふ仕組みづくりは大事なのですが、家族とか、お年寄りもそうですけれども、必ずしも全部あそこに所属できないですよ。なので、ひきこもりもそうなのですが、孤立した人たちにも情報が届くという、気軽にきちんとその情報を見に行くことができるという整理は、必ず必要かなと思います。

特に、災害が一番だと思うのですが、防災マップがあつて、配られていて、それをちゃんと保管している人はいいのですが、どこに行ったか分からないということは多々ありますし、うちは保育園をやっていますから、毎月、避難訓練をやつて、どこが避難先かも分かつていて、全部分かっていますけれども、一般家庭はそこまでやっていないので。学校とか幼稚園、保育園とかで、家庭での動きは誰も教えてくれませんし、災害の時に、ここに避難してくださいと言うときに、その教育機関で発信してくれるわけではないので、自分たちで、調べなくてはいけない時に、多分ホームページを見るしかないと思うのですが、それが大変見づらかつたりしていますし、区がせっかく色々やってくれている情報を、きちんと届けられているかという、どうかなという、せっかく色々考えていただいているので、これをみんなが見られるような状態がいいのではないかと思います。

会 長：ありがとうございます。情報が届いているかどうかという問題がありますね。きちんとそういう体制が整備されていると、例えば、どこかの区の機関に行つて相談するというのも、もちろん重要なのですが、自分で使つて、こういうものねと言つて、自分で解決策を考えることができますね。あるいは、そういうことがサポートされるようなソフトウェアというか、ホームページになっていれば、わざわざどこかに出かけて相談しなくても解決できる問題もあるのではないかと思います。ですから、そういった視点でホームページなどは工夫していますかという、そういうご意見だと思いますが、いかがですか。

あまり、そういうことは規定として書いていない、この中には。いくつかDXみたいな形で散りばめられていますけれども、いかがでしょうか。

事務局：情報発信のことは課題かと受け止めているところではございます。また、ホームページにつきましては定期的に見直しを行ってはございますが、ひょっとしたら、こちらの一方通行の思いなのかなというのがあるかと思えます。全庁的に関わる問題でもございますので、ご意見を受け止めて、どういう情報発信がよいか、特にこれからはあらたな媒体を使って発信していかないといけないと思っておりますので、貴重な意見として参考にさせていただければと思っております。

会長：よろしく申し上げます。行政サイドはどうしても、情報を発信すれば届いているはずという前提というか、仮定の上で話が全部進んでいるのですけれども、本当に届いているかどうかというのは余り検証されていないと思うのです。その辺りのことも含めて、全庁的にということになりますので、災害なども入ってきますから、ぜひ検証していただきたい。それから、使い勝手のいいアプリ、ソフトウェアを開発して、使えるようにすれば、かなり行政効率も良くなるのではないかと、というようなお話だったので、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

委員：社福連の坂本でございます。

前回の委員会がいつだったか明確に覚えていないのですが、非常に短期間の中で我々の意見と、この後説明をなさると思えますがパブリックコメントにも丁寧に答えていらして、文言を含めて、かなり綿密に調整された結果かなと思って、まず、そこに感謝を申し上げたいと思えます。

今のお話の延長になってしまうのですが、57ページくらいの災害時の話をさせていただきたいのです。支え合い活動の中で、富士見地区が板橋社協さんを中心に、勉強会を含めて、石神井川が2年前の19号レベル以上のものであふれた場合に、障がいのある方、高齢者の方々、この名簿がありますよね。要支援者名簿を使って本当に避難できるのですかという議論を、町会、民生委員、支え合い活動のメンバーのみなさんと、我々専門職と何回か打合せをしてまいりました。一番感じたのは、お互いに何をやっているかさっぱり分かっていないのです。専門職が何をやっているかも分かっていない。狭いコミュニティの中でもそんな状況なのです。これは明日、災害が起きたら多分機能しないだろうとみんな感じてしまっているのです。これを何かしようという意識がすごく強く感じられて、「地域づくり」という言葉で片付けられているのです。これは具体的に何をやるのですかということがとても重要で、こういうのを見ますと、私は毎回、会議で申し上げているのですが、60ページの医療のトリアージの話ですとか、こうい

うのは、我々、介護事業者は丸きり理解していません。こういう地域づくりの中で、まずはお互いの関係を理解するものがないと、災害時に機能しないのではないかと。私も支え合い活動の中で、危機管理部のみなさんと何回か打合せをしました。これは、我々介護事業者、福祉のメンバーを代表しての話し合いであって、それぞれの団体の中での打合せが進んでいるということなのです。災害時は、これでは絶対に上手くいかなくて、横断的にどうやってお互いの関係を理解して助け合うか。障がいのある方などの名簿がある方、本当に水害がある時に誰が助けるのだとか、その意識づけがないと駄目なのです。結論的に申し上げますと、支え合い活動の中では、そういう風土づくりをつくるということが、かなり限界点があるとすると、私は、専門職ですとか、色んな分野の方々の会議体をきちんと作って、行政とのやり取りではなくて、お互いの関係を理解する会議体ですとか関係づくりを行政主導でやっていただかないと上手くいかないのではないかと感じているところでございまして、文言に追加してくださいということではないです。これからのテーマとして、2つ意味があって、それぞれのコミュニティの地域づくりと、こういう皆さんの環境の中での問題調整と、それを定期的にやるということがとても重要ではないかというふうに感じております。

以上でございます。

会長：ありがとうございます。2点ご意見をいただきましたけれども、いかがでしょうか。

事務局：お互いに何をやっているのか見えにくいということもありまして、防災の方も結構、試行錯誤しながら、全庁的な会議体も持っているところでございます。また、今後、それぞれ個人個人の個別支援計画も策定して、よりきめ細やかな支援をしていこうというところの方向性も持ってございますので、また、併せて地域づくりの観点も含めて、関係課と共有しながら、どういったことが行政として支援できるかということを検討できるかなと考えているところでございます。

委員：多分そういうことだとは思いますが、1つ事例を申し上げますと、富士見地区の支え合い活動で、大きくまずいなと思ったのは何かというと、名簿を保管できる方は限定されているわけですね。我々は、それを見れる立場にはありません。障がいをお持ちの方は基準があって、そこに名簿に記載される。ただ、それは、家族や本人の同意を得て載るのですけれども、我々のような福祉事業者は誰が載っているかを知らないのです。それで本当に助けられるのかということなのです。

よね。地域住民の方も、ほとんど接点がなく、名簿だけを持っているような状況で、さあ、発災があつて名簿を開いた、今までつながりがない方を助けてくださいということで、地域住民の方だって、その障がいのある方がパニックになったらどうするのだとか、そうなったら事業者の方に任せるのかとか、そういう一つ一つの積み重ねが成果を生んでくるのではないかと私は思っておりますので、極端に言ったらそういう事例があつたので、一気にこれを解決できるとは思っていないのですが、一つ一つつぶしていく、その行程が必要ではないかと感じております。以上です。

会長：ありがとうございます。これからのキーワードとしては、防災だとか災害に強いコミュニティというのがあって、これは比較的コミュニティ全体に関わることなので、地域づくりの一つの手段としては非常に有効であると言われております。確か、地域防災計画も地域の方へかなり下りてきて、そこで作ろうとかという話になっていますから、一つのきっかけにして、地域防災計画と、例えばリンクして、地域づくりの手法として、その辺を両方で上手く協同して地域づくりを進めていく。災害に強い福祉コミュニティですね。そういうものをどう作っていくかということなのかなと思います。この地域福祉計画を作ったことを一つのきっかけとして、庁内的にも連携をとっていただいて、具体的には、もう少し行政にイニシアティブをとっていただいて、色々な活動を地域で展開してほしいというご意見かと思っております。

委員：防災のお話がありましたけれども、全くそのとおりで思ってた聞いていただきました。私も自治会をやっている時に、「要支援者名簿」というのを持っていたのですが、今、高層住宅が多くて、車いすの方をどうやって避難させるとか、色んな課題が山積してしまっていて、単に備品を購入しただけでは済まない、日常的な問題があるのかなと思っています。

話が、また元に戻るのですが、37ページの包括的な相談支援体制のところ、この計画自体は上位計画ということで、あまり細かく記載するのは難しいと思うのですが、相談支援体制については結構、具体的に書いて、非常に事務局の方も苦労したのだと思います。その中で、地域福祉コーディネーターの配置のモデル事業ということが先ほどの防災も含めて大きな意味があることだと思っています。その中で、丸の4番目で、複合的課題を把握した際は、横断的に対応するために支援調整会議で違うアプローチによる支援を行っていきますと、そうい

ったモデル事業そのものも、39ページの図をイメージしたところで実際に走っているのかなというふうに思っています。先ほども、事務局の方からご説明がありましたけれども、下の方の、相談支援包括化推進員。実際、例えば8050問題、それから、あまり表に出てこないですけれども、ヤングケアラーの背景の問題とか、色々な問題があると思うのですが、相談支援包括化推進員という方の、このセクションの定義というか、どういう役割を実際に担っていくのか。37ページの横断的な問題が出てきて、支援調整会議で開催してやりますということになっていますけれども、こういう計画ですので細かく記載する必要はないと思うのですが、この位置づけを、内部資料ではっきりさせておかないと、上手く進まないのではないかと。色々な問題をスクリーニングして調整会議を開催したりとか色々とされると思うのですが、調整会議をやって、そのあとチームアプローチというふうにつながっているのですけれども、例えば、チームアプローチ自体も、認知症の初期集中支援チームであるとか、そういったものまで意識的に考えていらっしゃるのか。要は、実効性をどう担保するかということもあるかと思うのです。色々な課題が表面化している中で、モデル事業はぜひともやっていただきたいのですけれども、その機能として、文言と変える必要はないと思うのですが、相談支援包括化推進員の役割といいますか、これをもう少し明確化していただければ思っています。以上でございます。

会 長：相談支援包括化推進員の具体的なことですね。何をやるのか、もう少し書き込んでいくというか、明確にした方がいいのではないかとのご意見ですが、いかがでしょうか。

事務局：この計画上では、相談支援包括化推進員について言及しているのは、こちらの39ページの吹き出し部分で、困難事例の集約や事業の進捗の報告などを受けて、関係部署からなる会議体の開催を依頼するという表現のみにとどまっているところでございます。こちらを、こういった表現ができるのか、本文中に、役割、機能、そういうところを追記できればと考えているところではございます。事務局で想定しているのは、常設して何か活動しているということではなくて、困難事例。そういったものが発生した場合に、要は、区の関係機関を集めて、例えば、単なる個別支援じゃなくて、世帯で見ていくために、色々分野がまたがっている、そういったところを上手く取りまとめていくために区も働きかけを行う、そういった役割を想定しているところではございます。

先ほどお話したのは、自立支援機関、相談窓口の中で、こういった相談支援包括化推進員を兼ねるといふか、普段の相談業務のほかに、こういった役割を一定の人に持たせることによって区の方に働きかけるといふ、そういった機能を持たせたいと思っているところでございます。

委員：なかなか難しいところだと思うのですが、39ページの図で行きますと、真ん中の窓口が色々とあって、これで問題が錯綜したり、工夫したりしているという時に、別に今更、上を直すとか、そういうことじゃなくて、相談支援包括化推進員の役割というの、この図で見るとかなり重要な役割だと思うのですね。そういう意味では、内部的にも、この辺の役割というか、今、福祉事務所の相談機関でやるようなイメージだとおっしゃられているのですが、この方たちが、例えば調整会議との兼ね合いで招集するといふか、要は、この間も別の市部の方で相談を受けたのですけれども、障がい者虐待で、8050じゃないですけど、5020みたいな感じなのです。ずっと引きこもりの方で、二次障がいを発生していて、単に福祉系でのみでは対応困難という事例だったのですけれども、50代のお父さんの方が強くて、虐待している側なのですが、なかなか危機介入といったときに、今は市部の保健所が非常に忙しくて、保健師さんもなかなか連絡が取れない状態で、そういった事例があったときに、緊急性を有すると思うのですね。モデル事業という中で、限界はあると思うのですけれども、実際にそういう可能性は当然出てくるので、そういった意味では、時間的にも、短期間で危機介入しなければいけないような事例が出た場合に、相談支援包括化推進員の役割というものをもう少し明確に位置づけておかないと、実際にモデル事業と言われても、日々相談が入ってきますので、対応していきなさいいけない。そういった時に、この辺の調整会議だとか、包括化推進員の役割というの非常に重要だと思うのです。そういった意味で、この計画の中に盛り込めということではなくて、モデル事業として、どういう形まで想定しているのか、役割分担ですよ。これを聞きたいなと思っております。

会長：ありがとうございます。まず一つは、相談支援包括化推進員というの常設ではなくて、兼務になる。こういう人が、区役所の中に専任の人がいない、毎日、毎日、これだけやっているというわけではないのだとか、それからその人がどういう役割の方なのか、そういうことを、吹き出しで双眼鏡がないと見えないような小さな文字で書いてあるというのがありますから、もう少しきちんと説明をし

て、どういう役割を果たすのかを明確にする。それから、あとは、どういう事例を想定して、それに対応しようとしているのか、少し明確にしておいた方がいいのではないのでしょうか。

事務局：もし、この複合化した問題で、相談支援包括化推進員が区の方に関係課を集めるというような状況になった場合は、我々、区の相談窓口の所管にそれぞれ部署がございますので、そちらの関連課がまず集まります。そして、その中で、複合化したところの、どのような形で課題解決を進めていくのかというのは、それぞれの役割分担を整理した上でお返しするような形、そしてまた、場合によっては、こちらの支援する側としても、そういったところを、先ほどチームアプローチという言い方をしましたけれども、区側としても、包括化支援員にただお返しするというだけではなくて、どのような形で支援をしていくのかということバックアップさせていただく、そういった機能も含めて考えていければと思っていますところでございます。

会長：実際には、言葉はあまりよくないのですがけれども、やってみないと分からない。どれくらい、どういうケースが出てくるのか、ということだと思いますから、しっかりとモニタリングして、こういうケースが出てきた、それにこういう形で対応した、上手くいった、上手くいかなかった、そういう「事例集積」といいますか、より良い方法を見つけていくというようなことになるのかなと思います。いま言われたように、ある程度、パターンとして想定しておかないと、その都度、場当たり的に考えているというところもありますから、これは、これから事務局の方で少し受け止めていただいて準備をするということだと思いますし、ほかの自治体で、そういう包括的なサービスを提供しているところの事例が、結構、厚労省のホームページなどに載っていますから、そういうものを参考にしながら対応していく。そういうようなことなのかなと思います。確かに、どういう問題が出てくるか分からないので、そういうことを考えてほしいというようなご意見だということです。

委員：先生、これは、今、おっしゃったように、区の相談支援包括化推進員は、非常に重要なポジションなので、ここにある地域福祉コーディネーターの機能と同じレベルの表記があってもいいのではないのでしょうか。一つの丸として。少なくとも地域福祉コーディネーターの機能と同じように、相談支援包括化推進員の機能とか、責任とか、そんな感じで一つの項目があった方が良さそうに思います。

会 長：ありがとうございます。確かにこのままだと、区民の方からご質問が出てくる可能性が有りますね。これは一体どういう方なのかみたいなお話になるので、もう少し加筆した方がいいのではないかとのご意見なので、事務局の方でお考えいただければと思います。

委 員：これまでのお話をお伺いしていたのと、災害時の件もそうですけれども、重度の車イスの子たちもおりますので、総合的な支援につきましても、本当に福祉コーディネーターの役割がとても大切であると思います。特に私ども重度の子たちの障がいを持つ家族にとっては、総合的な相談支援、福祉コーディネーターというのは、本当に必要な役割だと思う中で、部分的なお話で申し訳ないのだけれども、特に重度重複障がい者の方が、今、地域で自立して生活していくという中には、グループホームというものは国としても取り組む形になって、都としても、新規事業の整備事業を作ってくださったので、板橋区内に置いた方がいいのではないかと、本当に重い障がいの子たちが介助を受け、支援いただきながら地域の中で暮らせていけるという中で、昨年度は医療的ケア児を支援する法案が施行された中で、医療的ケアを必要とする障がい児の方が、どうしてもそちらの方に対して整備が進んでいるというところがあるんですけれども、実は、本当に重度重複障がい者の、私どもの子どもたちにとっては、先日、会の方でアンケートをした中でも、加齢とともに医療が本当に必要となってくる状況が増えてきているのです。その中で、医療制度と障がい者の福祉制度というものが、なかなか結びつきというものが、どうしても障がい児医療は、先ほど会長さんのお話にもありましたけれども、特性という中で、障がい者の医療と、高齢者の医療の方で、また特性が違ってきている部分と、制度ですとか、それを、グループホームにおいては嘱託医の先生がつくということもありますので、上手くそこがコーディネートされていて、そこに暮らす子たちが医療を必要となっても、スムーズに地域の中で暮らせていけるように、そういった両制度の内容と上手く、正しく、双方が理解しながら進んでいくには、そこにもコーディネーターが必要だと思っかけているのだけれども。48ページにございます「医療的コーディネーター」を配置という部分では、どうしても障がい児の方に重きが置かれていると思うので、48ページを拝見していると、医療の部分では障がい者と児が分かれているようなニュアンスがございまして、ここはやはり「切れ目のない」というふうに文言が置かれているのであれば、医療に関しても、障がい者の方の包括化相談支援

体制の中には、医療が含まれてくるという部分も、想像できるようなものを明記していただけたらという感想です。内容がすごくまとめられているので、私もありがとうございますと思っていたのですが、そういった意味では、そのこの医療の部分の部分を上手くスムーズに整備されていけばなという思いがあります。

あと、もう一点が、28ページでございます、重層的支援体制整備事業。この整備事業につきましては、国としまして予算を確保しているという中で、パブリックコメントの方にも、板橋区はすごく頑張っていただけいているのもありがたいことなのですが、やはり国や都の予算をどんどん活用していくという中では、そういったものを取り組むべきではないか、もっと交付を受けるべきではないかというご意見があった中で、区の考え方で、こちらにはきちんと令和4年度末の中で検討するという具体的な数字が出ているので、できれば、それもこの本編の中に入れていただけるとすごくいいのかなと思ったのです。いつもの計画書云々だと、「検討していきます」という言葉だけがずっと残っていて、いつになるのかというお話も、当事者団体または当事者は思ってしまうので、具体的に、できれば、この事業は今すぐにでも必要な事業だと思うので、そこを、もう少し一歩踏み込んで区としてお示ししていただけないかなという思いになりました。この2点になります。

会長：いかがでしょうか。一つは、48ページの書きぶりですよね。事務局の方で受け止めて、今ご意見をいただきましたから、加筆修正していただければと思いますが、2点目の重層的支援体制整備事業はいかがでしょうか。

事務局：まず、1点目の医療的ケアの部分は、おっしゃるように、国の方の法律は医療的ケア児という位置づけですけれども、今お話のありましたように、障がいの重度化という中では、成人の方という加齢に伴って医療的ケアが必要となる実態がありますので、ご指摘のように児童に限ったことではございませんので、そこについての表記は、全体を見渡した表記にできるように、最終版の策定に向けて修正をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局：重層的支援体制整備事業の意見についてですが、我々も新たに実施していく事業、それについては重層的とはかけ離れるかもしれないのですが、必要な補助金等につきましては、国や都からの交付を受けて取り組みを進めてまいりたいと思っております。しかしながら、重層的支援体制整備事業を実施するにあたりましては、内部の組織の体制、要はどのようなサービスの提供を

するのかというところもございます。あと、この事業を行うにあたっては、それに向けての計画づくりというものがございますので、我々の執行体制が重層的支援体制事業を行うにあたってメリットがあるかどうか、そういったところも含めて、またこの事業は今年度が始まったということもございますので、他の自治体も、なかなか悪戦苦闘しているというところがございますので、経費的な部分も含めて、区にメリットがあるかどうか、そういったことも精査した上で、この交付金の活用ができるかどうかというのを今後考えていきたいと思っているところでございます。今の段階だと、何年度に検討するというところまでは、なかなか書きにくいということがございますが、いずれにしても、情報収集、そして調査研究の方は行ってまいりたいと考えているところでございます。

会長：全体的に言うと、多分、1,800くらいの自治体の中で、私が仄聞しているのでは200から300くらいが手を挙げて、この体制整備事業に取り組んでいるはずですね。残りは、いわゆる様子見ですね。先にやれば良いというものではないので、先にやると、失敗するところも当然出てきますから、その様子を見てということかなと思っています。あとは、私の個人的意見ですけれども、板橋区は、非常に人口規模が大きな自治体で、人口50万を超えているので、ほかの県に行ったら県庁所在地でもおかしくないわけですから、それくらいの大きなところなので、なかなかやりますと言って、簡単に手を挙げるのは正直、難しい。いまお話をした200から300の自治体は、割とフットワークの軽いところがみんな手を挙げていますね。そう考えると、少し様子を見てというのは、私は自治体の地域福祉戦略としては間違っていないのではないかと考えています。ただ、事務局としては、もちろん前向きに取り組んで、他のところで上手くいっているから、続いてやりましょうというのはもちろん当然のことなんで、基本的には前向きに取り組む。しかし、周りの自治体の様子なども見ながら、舵を切っていく。そういうことなのではないでしょうか。事務局としては言いづらいと思いますので、私の方から少しコメントさせていただきました。

委員：何度も意見を申し上げて申し訳ないのですが、先ほど来、相談支援包括化推進員ですとか、地域福祉コーディネーターは何をやるのだという仕分けですね。私も、とてもイメージづくりとしては大事だと思っています。それと同時なのですけれども、39ページの、要は四角で囲まれた板橋区内の枠組みの中でモデルケースをやるのであれば、ぜひお願いしたいのは、それなりのスキルと権限のあ

る人でなくては務まらないということを最初から念頭に置いてやらないといけないのではないのでしょうか。人を配置しても、やることは分かっている、人を集めたり、その権限を持って何をやるかという、スペシャリストではないと上手くいかないような気がするのです。むしろ、私はそっちの方が重要ではないかなと思っています。ただ、私の気持ちとしては、モデルケースにするのであれば、ぜひそういった方だと考えています。Q&Aのところでも出ていたように、ケースワーカーの経験者ですとか、そういうことを考えていらっしゃる方もいるということは、そういう方でないと務まらないということだと思います。これは、区のみなさん当然ご理解いただいていると思うのですが、モデルケースだからこそ、ふさわしい方をぜひお願いしたいと思っています。

会長：ありがとうございます。確かに、それなりの経験知を持っている方でないといけないので、むしろモデル事業はそういう方を充てる。どういう権限を任せるのか、そういうことも非常に重要なポイントになってくる。役所には役所のルールがあるでしょうけれども、一つのご意見として承っていただければと思います。

委員：先ほどの情報発信の補足として、コメントさせていただけたらと思います。私はホームページの話をしたのですけれども、64ページに載ってしまっていて、これはコラムなので、計画の一部というわけではないのですよね。ただ、コラムとして載せられているのだと思うのですけれども、多分ホームページですと、ユニバーサルデザインの管轄なのか少し分からないのですけれども、ここを見ると、アプリとか、ホームページを見やすくしましたというお話が載っています。アプリに関しては、追加でどんどん作るものがないわけではないので、今あるアプリをどうやって区民の方に広めるかという課題だと思うのですけれども、情報アプリというのが一番の位置づけだと、ここを見る感じだと思うのですが、情報をただ見るだけではなく、活用できる、例えば窓口で何か手続きをするときに、アプリがないと駄目という仕組みは、絶対駄目だと思うのです。アプリでもできますとか、何か生活の一部で取り入れるようにしていくという仕組みを作ると、より広まるのではないかと思います。ホームページの見た目は、文字の配色とか文字変更しましたという見やすさはどうでもよくて、それよりは構成ですよ。見にくいというのは、どちらかというと、色の配色よりも、要は分かりづらいということなのですよ。もう少し情報の精査というか、例えば39ページとか、この資料だから分かりやすく説明していただいているのだと思うのですけれども、こ

ういう概念とか仕組みを区民が理解していれば、もっともっと上手く機能するところは機能すると思いますし、情報発信の質というのがすごく大事だと思いますので、コーディネーターの方が何をするのか、支援員の方が何をするのかという役割分担ですよ。今日の議題は、ほぼそれだと思うのですが、やる人たちだけで精査して分かっているのではなくて、受ける側も分かっているというお話は、多分、みなさんもお話ししたと思うので、それを窓口でただ説明するのではなく、配布する資料なり、こういうホームページなどに口酸っぱく書いていて、みんなで認識を合わせて底上げしていくというのはすごく大事なのではないかと思います。そのためには、もっと整備をして、ルールが作られていないと明記はできないと思いますので、それが、多分、皆さんが今日おっしゃっていたことなのだと思うのです。より明確化し、きちんと情報を公開して、一丸となってみんなが分かっている状態で運用できるようにするというものが、せっかくここまで考えていただいて、実施計画もホームページで見られますよね。でも、これをわざわざダウンロードして全部熱心に見る人は、関係者以外はなかなかいないじゃないですか。いくらきちんと書かれていても、これを見た人にしか分からないので、これをいかに日常生活の目の触れるところに落とし込むかだと思うのですよね。なので、これは運用する人は必ず必要で、みんなが把握すべきことなのだと思います。その先を、ユニバーサルデザインさんは、もしかしたら、デザインが主なので主旨が違うのかもしれないのですが、何のためにデザインをやるかということとそこですよ。見る人が情報をきちんと受け取れるようなのが目的だと思うのですね、デザインも。やはり要は情報だと思うので、そこをきちんとゴールにしてほしいです。閉ざされてしまったら意味がないのですよね、自己満足の世界になってしまうので。せっかくみなさんが一丸となってやっているのに、ここがコラムで終わってしまっているのが残念だなと思いました。

あと、災害のところも、病院が緊急で救護しているという60ページもこれも、本来だとみんな知っていた方がいい情報なので、保育園など絶対知っておきたいですし、どこまでどういう形でこの情報が公開されているのかが分からないですね。

こういう重要な情報がさらっと載っていて、すごくもったいないなど、今回参加して思いましたので、ぜひ力を入れると、今までやってきたことの成果が開けるのではないかと思いますので、お話をさせていただきました。

会長：ありがとうございます。事務局の方で今のお話を受け止めていただいて、書きぶりを全部変えるというわけにはいかないと思うのですが、重要なご指摘だと思いますので、受け止めていただいて、変更すべきところは適宜、変更してください。次年度以降は、モニタリングというか進行管理に入っていきますから、その中で、次の実施計画について考えていただきたいということですね。さて、議論は尽きないのですが、残りお二人にご意見をいただいて、それでまとめの方に入りたいと思います。

委員：避難行動要支援者名簿の件に戻りますが、よろしく願いいたします。名簿は、町会と担当民生委員が、区からお預かりして保管しております。名簿は6か月ごとに更新されますので、新しく登録された方に、地域防災計画課からいただく黄色の無事ですバンドナをお届けしております。登録者の皆さまには年に一度の地域の防災訓練に参加していただき、安否確認が外からできるように、バンドナを、ドアノブ、門扉、バルコニーなどに結び、無事を知らせていただきます。名簿には、生年月日、年齢、連絡先、例えば、視覚障がい2級などの要支援区分が記載されていますが、個人情報の観点から、名前と住所の情報提供ということで一覧表を作成し、町会役員と民生委員で分担し、事前説明、安否確認をしております。災害時は、特に互助、共助、地域コミュニティの助け合いが必要とされるかと思いますが、例えば、私の担当区域の避難行動要支援者名簿登録者に、60代前半のご夫婦のみの世帯がございます。夫は車イス生活をされており、妻は要介護認定5で寝たきりでございます。名簿の重みを感じております。現在、町会と民生委員で担当者を決めている最中でございます。

会長：ありがとうございました。情報提供していただいたということで、前から言われていることですね。個人情報保護と、それから名簿の提供というもの、この二つは、せめぎあいではないのですけれど、どういうふうに線引くのかというのがなかなか難しく、私が知る限り、それぞれの自治体なりに工夫をしているのかなと思っています。それから、その後名簿がきて、先ほどお話しいただいたように、「名簿があります」と、ただ名簿があるだけでは何の役にも立たない。災害時になってから、では、どういう人がいるのかなというのではなくて、大事なのはシミュレーションですね。実際に、どういうことが起きたら、どうやって要介助者の人を仮設まで連れて行くのか。そういうのをシミュレーションで実際にやってみる必要があります。実際には情報は更新しないと何の役にも立ちませんよ

ということなので、適宜、更新をし、それから、それをもとに、どう行動をするかということ普段から考えておくということが重要なのだろうと思います。それが地域福祉につながるということになりますから、その辺りもしっかりと踏まえておいていただきたいということだと思います。では、最後になってしまうのですけれども、最後にご発言をお願いします。

委員：ありがとうございます。先ほど来、出ております39ページの図なのですが、私たちは、これを見れば分かります。でも、相談する方たちは、こういったものは分からないと思いますね。ですので、もっと分かりやすい、例えば事例でいいので、そういったマンガとかコメント、短いセンテンスのものを使って、チラシか何かを作ってください、「こんな時に相談できますよ」みたいなものを作って、それぞれの、高齢だったり、子どもだったり。特に障がいの方たちは、こういったものは分かりづらいと思います。ご本人が相談する場合もあると思いますので、そういったようなチラシ、簡単なものを作ってください、それぞれの窓口においていただくと、こんなことを相談できるのだとか、分かりやすいかなというふうに思ったので、ぜひそのようなものを作成していただいて、窓口にそれぞれ置いていただければいいかなと思います。

あと、先ほど来、要支援者名簿の話が出ていますが、うちも名簿に登録して、高層住宅で車イスを使っていて、果たして誰か助けに来てくれるのかと思っています。ですので、先ほどお話がありましたように、この会議は、高齢だったり、地域の民生委員だったり、町会の方だったり、福祉だったり、子どもだったりという皆さんが出ている会議ですので、こういった場で、またそういった問題についても要支援者名簿だったりという、そういうお話ができたらいいいのではないかと思います。別の機会でもいいのですが、そういったところもお話をできればいいのではないかと思います。

会長：ありがとうございます。これは専門にしている関係者は、39ページの図を見れば「ああ、なるほどな」と、こういう感じなのでというのは、この会議に出席している人たちは分かりますけれども、一般の区民の人たちには、瞬間的に「ああ、こういうことね」と分かるのはよほどの人であって、もうちょっと分かりやすくしたものが必要ですよね。なおかつ、情報的にはすぐ目に触れるようなところにチラシとして、区民の回覧に貼ってあるとか、そういう工夫をしていただきたいということかなと思います。「こういう場合は、こういうところに相談でき

ますよ」とか、具体的な話があるといいのではないのでしょうか。なお、贅沢をいえば、動画みたいな形で、区役所のホームページを見るとそういうのがあって、区の職員の方が一生懸命説明しているとか、そういうような動画を見られると、こういう時代なので、いいのだらうと思ったりします。ただ、動画を作る時間と労力と費用がかかりますから、無理にはと言いませんけれども、そういうのを考えてもいいのではないかと、そういうご意見として承っておきたいと思えます。

では、議論がまだまだ尽きなくて、色々あると思うのですが、時間がかかり押し寄せてきましたので、パブリックコメントの方に移らせていただきたいと思えます。もし何かあれば、その後でご発言いただくということをお願いいたします。それでは、事務局から、簡単にパブリックコメントの結果をご報告ください。

事務局：それでは、パブリックコメントについてのご報告となります。資料2をご覧ください。ただければと思えます。上の方に書いてあるとおり、全部で46件、22人の方からご意見をいただきました。前回3年前の計画策定時が19件ということでしたので、倍以上のご意見を頂戴したところでございます。内容を幾つかかいつまんでご紹介いたしますと、まず、1ページ目の2つ目、計画全般に関することにつきましても、相談支援体制について、高齢分野と障がい分野に関して、相談機関数の違いから、連携にあたって、相談機関としての体制整備を求めるとご意見がございました。こちらにつきましても、障がいの個別計画で体制整備について検討しているところでございますが、区として、こういったご意見を参考に施策展開を図ってまいりたいと考えてございます。

そして、次に4ページです。本日も、色々皆さまから熱心なご意見を頂戴したところでございますが、こちらのビジョン①「包括的な相談支援体制づくり」に関して、14から16、そして、19から21、24、26と、地域福祉コーディネーターの設置に関するものがご意見として頂戴してございます。一つの例示として挙げますと、少なくとも6つの圏域を設定して、それぞれ地域福祉コーディネーターを配置してほしいという要望とか、あと、コーディネーターではなくて、コミュニティソーシャルワーカーとして位置づけてほしいなどのご意見がございました。なお、コーディネーターの設置に関して反対のご意見はございませんでした。今後の地域福祉コーディネーターにつきましても、役割や機能を整理する中で、具体的な配置や名称を定めてまいりたいと考えているところでございます。

そして、次は7ページです。こちらは、ビジョン③「地域の生活課題を解決するしくみづくり」に関してでございます。28、29のところなのですが、  
「ひきこもり施策」の充実に関してのご意見を頂戴してございます。相談窓口の明確化、あと、情報発信など区としても今後施策を考える上で必要なことと認識してございますので、支援のあり方を検討してまいりたいと考えているところでございます。

あと、ほかには、8ページから9ページにかけてになりますけれども、特に、33から37で、障がい施策でのご要望がございました。こちら、障がい計画と関係するところでございますので、課題を整理する中で、今後の施策の参考とさせていただければと思います。あと、本日も色々のご意見を頂戴してございますので、こちら、参考とさせていただければと考えているところでございます。簡単ですが、説明は以上でございます。

会 長：どうもありがとうございます。件数としては前回と比べると倍ということで単純には言えませんが、区民の関心が非常に高くなっているということの一つの表れではないかなと思います。その他、ご質問、ご意見がありましたら、いかがでしょうか。

委 員：注目されている福祉コーディネーターとか、それから、区の中の調整会議の部分ですね。知っているかもしれないですが、区内にはそこら中に問題を抱えている人たちがいっぱいいて、福祉コーディネーターはどういう規模で、どの程度受けるのか。それから、あと私は民生委員の立場から言うと、福祉コーディネーターの相談機能とか、コーディネート機能という、機能的な部分というのは我々も普段からやっているわけです。色々な問題を聞いて、そして関係機関につないでいくという意味では、全く同じようなことをやっているのだから、それが日常茶飯事に起きているわけです。スーパーマン的な、一人が携わる状態が、本当に実効性があるのかというような、計画だから非常に美しく、立派で、素晴らしいことだと思いつつも、そういう問題が次から次へと起こった時に、調整会議は月に1回ということで、しかも、1回で解決というのはほとんどないですね。その人が生きている限り、ずっと継続的に支援体制を作っていかなきゃならない。そういうところまで含めて、この福祉計画というのは素晴らしいのですが、それも想定して作っていかうとしているというのは、すごいことだなとは思っているのですが、何とかそれを実現してもらいたいなと思いつつも、手が足り

ない時は、色々な人と関わって巻き込んでいかないとうまく行かないと思います。あまり言いたくないけれども、民生委員だって、そういう一翼を担っているのだったら、「準じるもの」みたいな形で、そういうものを拾い上げてくれるとか、今も多少やっていますけれども、それでは済まないところがあります。例えば、高齢者の認知症だけ、高齢者以外の人々の認知症はどうなるのだろうと思ったりするわけです。

それから、パブリックコメントにもありましたけれども、発達障がいだと待機が非常に多い。もっともっと入れなきゃいけないと言いつつも、なかなか区の予算とか、そういうことでできづらいのは分かるのですけれども、待機されてしまうと、せっかく相談してあげても、調整会議の中で、「あと1か月後になります」と言われてしまうと、先に進まない。そういうようなことを、今後、どうやって想定しながらこの計画を実効性の高いものにしていくかというのは、これから考えていかなければならないのですけれども、ここに焦点を置いていただけるように、素晴らしい取り組みだけに、そこが気になるところです。会長がおっしゃるとおり、巨大な区ですから、本当に手が足りなくなるのだろうと思いますが、それに果敢に取り組んでいくというのが、区が求めている「住みよいまちづくりNo. 1」の証にもなってくると思うので、それは待ったなしですし、どうやってそれを実効性の高いものにしていくかを、もう少し踏まえて盛り込んでもらえたらありがたいというのが、私の意見であり、願望です。以上です。

会 長：ありがとうございます。

事務局：39ページの図に戻る話にもなるのですけれども、支援調整会議は、目安として月一回という形で書いてございますが、モデル事業を実施するにあたって、どのくらいの需要が必要なのか、そういったところも算定できるのかなというふうに思っておりますので、そういった中で、検証し、考えていきたいということと、あと、民生委員は地域の担い手として色々と福祉相談を担っていただいているところでございます。自治体によっては、地域福祉コーディネーターをサポートする、地域福祉のサポーターみたいな制度を活用しているところもございまして、そういったところも、色々な事例を参考にしながら研究していきたい、またそれがより実質的な効果が持てるような、実効性のある取り組みにできればと考えてございます。

会 長：ありがとうございます。おそらく、会議が月1回というのは確かに少ないです

よね。多分、二層か三層の構造になって、月に一回というのはフォーマルな会議で、それ以外に、かなりフレキシブルに色々つながって会議をしている。色々な問題を抱えている人たちのケースというのは待ってくれないので、それが必要であればさっと会議ができるように、関係者もばっと集まれるようなシステムにしておかないといけないかなと思います。これは、次のステップの話だと思うのですが、しっかりとそういうものを見据えて作っていかないと、ただ計画でこう書いてありますとか、月1回ですからといって、フォーマルに集まっているだけでは上手く機能しないという辺りのご指摘です。重要なお指摘だと思いますので、ぜひ事務局の方で受け止めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

あとはいかがでしょうか。随分、パブコメでも色々なご意見をいただいて、非常に関心が高まっているというのはよく分かりました。あと、あえて一つだけ付け加えれば、確かに、非常に大きな区で、災害が起こる時は大変だと思います。たくさん問題が出てきて大変ですが、区民もまた多いので、上手く巻き込んでいけば問題を解決する能力もまた非常に高い区なのではないでしょうか。そのためのポテンシャルというか、潜在能力は非常に高い区だろうと思っています。区長も、そういうつもりで取り組んでいらっしゃる。3つの重点施策というのは、多分そういうことだと思うのです。板橋区は、そういう能力の高い自治体でもあるのかなと思っています。パブコメについても色々なご意見があるかもしれませんが、だいぶ時間が押してきましたので、この辺にさせていただいて、あとはスケジュールだけですので、その前に上野先生からご意見をよろしくお願いします。

副会長：皆さん、お疲れ様でした。

前回も、地域福祉コーディネーターの記載のところについてコメントさせていただきましたが、確かに、具体的になっていかなと言えない部分はたくさんあるかなと思うのですが、まずは、今、関係している方々や、関係機関、専門職も含めて、それぞれ取り組んできたことがたくさんあると思います。

それが、多問題、多様化しているということによって、なかなかつながってなかったことが、総合的な視点で、全体で考えていくということが、言葉では分かるのですが、実際にやってみると難しいということ、現場経験の方々はみなさん実感しているところだろうと思っています。そのところを、まず、

地域福祉コーディネーターになる方が、問題や課題を明らかにしながら、それぞれが今まで取り組んできたことを振り返る機会にさせていただいたり、その上で、どういうふうに本当に連携していけるのか、実のある連携ができるのかということを考えていく一つの素材なのかなと思っております。地域福祉コーディネーターが全てを解決する、「スーパーマン」という言葉が出てきたと思いますが、そうではなくて、今まで関わってきた方が、より、その人だけの力じゃなくて、どういうふうに立体的に連携すれば物事が進むのかというような、そこをコーディネートしていくというようなところが一番大事なところかなと、私は考えているところです。そのためには、さっきちらっと、出たかと思うのですが、地域福祉コーディネーターと関係者の方々が会議を開いたりすると思うのですが、それをバックアップしたりとか、それからスーパーバイズするような、そういうふうな人材や仕組みがないと、なかなか実効性の上がっていく目に見えた形のものができなくなると思いますので、そのところも次の課題かなと思います。それと、文章的に気になったのですが、地域福祉コーディネーターのところで、関係団体につなぐ、連携というのは書いてあるのですが、行政の立場があまり明確になっていないところが気になったところです。そこは、行政がしっかりと責任を持って行っていく事業なのだということを、委託をするという形になるのかもしれませんが、行政責任というのも明確にしておく必要があるのかなと思いました。私は豊島区の方で少し経験させていただいて、本当にやっていく中で、色々な問題が出てくることも事実です。ですけれども、少しずつ色々な関係者が集まってきて、知恵を出し合うようになってきたというのも事実です。

それから、更生保護分野が全然書かれていなくて、保護司などの活躍も色々あるみたいだなと思っています。民生委員で感じていらっしゃる方もいらっしゃると思うのですが、生活困窮者の問題は、色々な犯罪につながっていったりする場合がすごく多く、今追い込まれていって事件につながるというケースも多いと思うのですね。だから、そういうことが起きないような地域社会を作っていく必要があると思いますので、更生保護分野の方々のご協力というものも欠かせないのではないかなと思いました。これからのモデル事業に期待したいなと思っています。

会長：ありがとうございます。この分野では「正解」があるわけではないので、みんなで走りながら考えていくということが大事だと思います。お互いに知恵を出し

合って、走りながら考えていく。今、先生がおっしゃったように。あとで正解が出てくるというようなことかなと思いますので。私も更生保護のところは少し気になっていて、区の方針としてどうなのかなと思っていたのです。確かに、保護司が入らないというのはどうかというのはありますから、事務局の方で考えていただければと思います。では、先生からコメントをいただきましたので、事務局の方でまたご検討していただきたいと思います。

では、よろしいでしょうか。今日は3回目ということで、一応、これで検討は終わりということになるかと思っています。私の方で、ひと言だけ最後に申し上げると、計画は、実は策定して終わりということではないのですが、長い間、日本の社会福祉の領域での計画行政というのは、計画を策定すると大体それで終わりということで、計画書が事務局の書庫の中に入って、それで終わり、「お疲れ様でした」で終わりだったのです。しかし、もうそういう時代は終わって、これからは、進行管理といいますけど、果たして、これはどれだけ進んでいるのかとか、それから、計画が中間年や最終年の時にしっかりと評価をして、そして、それを次へつなげていく、そういう意味では「モニタリング」と言えますけれども、それが非常に重要なことだと思います。各年度ごとにモニタリングをしていくということも大事ですし、それから、計画は、確かに、今の条件の中でこういうふうなやり方ができるということは示すのですが、今回の新型コロナでもはっきりしたように、全く予想もしない“黒船”が来ることがあるわけです。計画の中には、地域がそれによって変わってしまうという、全くの想定外の要因が入っていないわけです。ですから、そういうようなものが入ってきた時だけではなくて、日常的にモニタリングをしっかりと、バージョンアップをしていく。新しい問題が出てくれば、バージョンアップして書き換えていくというようなこともしなければいけない。そういう時代に入ってきたということだと思います。「世界で一番のつぽな経済学者」というので有名だった、ハーバード大学のジョン・K・ガルブレイが『不確実性の時代』という本を60年代に書いたのですが、まさにわれわれは今、そうした不確実性の時代に突入しているのではないのでしょうか。本当に先がよく分からないのです。社会福祉の、これまでの議論などはあまり役に立たない。そういう時代に突入していますから、繰り返しになりますけれども、オール板橋区民で、つまり区民全員で知恵を出し合って前に進んでいくというのが非常に重要になります。その一つの道しるべが、この計画書だというふうに思っ

いいのかなと思っています。

では、最後にスケジュールについて、事務局の方からご説明していただき、終わりにしたいと思います。

事務局：色々ご審議をありがとうございました。今後のスケジュールの概要ですが、本日いただいたご意見を、こちらの方で、再度、計画本文の方に反映させるような形で、今後、進めてまいりたいというふうに思っています。

まずは、1月25日に、区の内部の会議体なのですが、**「地域保健福祉計画推進本部」**で審議をいたします。そして、2月16日に、こちらの区議会の**「健康福祉員会」**で報告させていただく予定となっております。以上でございます。

会長：ありがとうございます。あとは、何か事務局の方から補足はありますか。

事務局：色々ご審議を本当にありがとうございました。このような形で皆さんにお集まりいただくのは本日が最後となりますので、最後に福祉部長から簡単にご挨拶をさせていただければと思います。

事務局：福祉部長の榎木でございます。本日は大変お忙しい中を、長時間にわたりましてご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。今回を持ちまして、本協議会におきます計画策定にかかる検討協議は終了となります。今回の**「実施計画2025」**でございますけれども、主に板橋区の包括的支援体制の構築に向けて検討を進めてまいりました。和気会長様、そして上野副会長様、各委員の皆さまには、昨年6月以降、幅広い論点につきまして、それぞれのお立場から貴重なご意見、ご提案をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、今日ご説明いたしましたけれども、パブリックコメントをたくさんいただきました。そのほかにも、多くの区民の方、地域活動団体の皆さまのご意見をいただきまして、検討を深めてまいりました。また、社会福祉協議会との連携も進めながら、検討を進めてまいりました。

今回の計画におきましては、こうしていただきましたご意見を踏まえて、地域福祉コーディネーターですとか、相談体制のあり方などについて、一定の方向性をまとめてまいりました。

今後につきましては、最終案確定後に、更に残った課題ですとか、そういったところを詰めまして、具体的な実施方法についても検討を行いながら、早期に、

区として体制を実現してまいりたいと考えております。包括的支援体制の構築、そして、地域共生社会の実現に向けましては、区と区民の皆さま、そして地域活動団体の皆さまとの協力体制が不可欠でございます。改めて、これまでの委員の皆さまのご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、今後も、板橋区の地域共生社会の実現に向けまして、様々な場面で、様々な形でご支援をいただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

事務局：事務連絡になりますけれども、引き続き、本日の協議に関わりますご意見等がございましたらメール等で承りたいと思っておりますので、何かございましたら事務局までご連絡いただければと思います。事務局からは以上でございます。

会 長：メール等々でご意見というのは、いつぐらいまでですか。

事務局：できれば来週いっぱいぐらいまでにいただければと思っております。

会 長：今日は非常に限られた時間の中でしたから、ご意見をいただけない場合もあったと思いますけれども、何かあれば、来週中までに事務局までお寄せいただければと思います。

では、以上をもちまして、第3回の板橋区地域保健福祉計画推進協議会を閉会させていただきますと思います。長時間にわたって、どうもありがとうございました。